

■諸手続き

(1) 提供するサービスと契約期間

契約期間は入会手続き日から各学年、各コースによって定められた学年終了日(2月末)までとなります。
お客様より特別なお申し出がない限り、契約につきましては自動更新となります。

(2) 入会手続き 以下の①～④をご持参ください

①入会申込書・認印	入会申込書の太枠内のご記入をお願いします
②キャッシュカード	毎月の授業料をご指定の金融機関より口座振替いたします ※一部の銀行は預金口座振替依頼書でのご対応になります
③銀行印・口座番号がわかるもの	口座登録時に使用する場合がございます
④入会費用	手続き時にご納入をお願いします(現金またはJデビット決済) ※一部校舎ではお客様より指定口座へのお振込をお願いする場合がございます。

(3) 届出 【注意】お電話、口頭での届出は受け付けられません。

※コース変更・休会・退会の届出は、指定日(前月9日)までに「サイエイグループ届出書」(以下、届出書)に必要事項をご記入、ご捺印のうえ、お通りの校舎窓口までご提出ください。
※「届出書」提出指定日が日曜・祝日または休講日の場合は、その前の開校日までにご提出をお願いします。

①教科・コース変更をする場合

お通りの校舎窓口で「届出書」を受け取り、ご記入、ご捺印のうえ、お早めにご提出ください。
この「届出書」に基づいて、口座自動振替の金額変更処理を行います。なお、教材費の差額が発生する場合は、「届出書」の提出時にご納入ください。

②休会・退会する場合

休会・退会する月の前月9日(日曜・祝日・休講日の場合はその前日)までに、お通りの校舎の責任者に、その旨を伝え、「届出書」に必要事項をご記入、ご捺印のうえ、お通りの校舎へご提出ください。「届出書」のご提出により、休会・退会する月の授業料の口座振替を停止することができます。休会手続期間中の授業料は必要ございません。(管理費のみ必要となります)また、休会できる期間は3ヶ月までとなります。

③復学する場合

復学される場合は、お通りの校舎の責任者にその旨を伝え、「届出書」に必要事項をご記入、ご捺印のうえ、お通りの校舎へご提出ください。費用納入方法については、休会する前と同じ方法でご納入ください。

④住所変更・連絡先変更をする場合

住所や電話番号等、連絡先に変更があった場合は、「届出書」に変更事項と必要事項をご記入、ご捺印のうえ、お通りの校舎へ速やかにご提出ください。

(4) 解約について

解約等の手続きは「特定商取引法」に基づき行います。

①入会の取消し(クーリングオフ)について

以下のA、B、Cの条件を全て満たしている場合は、入会の取消しができます。

A) 入会手続き時の払い込み総費用が入会者1名につき税込50,000円を超えること

※総費用:(入会金、教材費、テスト費、管理費、授業料などの全額)

B) 2ヶ月を越える契約であること

C) 入会手続き後8日以内(手続き日を含む)のお申し出であること

②授業開始前の退会(中途解約)について

クーリングオフ期間経過後、授業開始前に解約のお申し出があった場合は、入会手続き時の支払い総費用より解約手数料として11,000円を差し引いた金額を返金いたします。(教材費は未消化分のみ)
ただし、納入済み金額が1名につき税込50,000円を超える場合が対象です。

③退会(契約解除)について

退会(契約解除)を希望される場合は「届出書」を退会希望月の前月9日までにご提出ください。

口頭でのお申し出には一切お受けできませんのでご了承ください。

退会希望月の前月9日までの「届出書」ご提出で、退会月の授業料の口座振替を停止することができます。

ただし、9日が日曜・祝日など休校日の場合は、その前の開校日までのご提出となります。

また、退会月を早めることや返金は応じられませんのでご了承ください。

例) 11月1日より退会を希望の場合、10月9日までに「届出書」を提出する必要があります。

9月10日～10月9日までに「届出書」が提出された場合

→10月28日付の振替(11月分授業料)より停止となります。

10月10日～11月9日までに「届出書」が提出された場合

→11月28日付の振替(12月分授業料)より停止となります。